

岐阜県医学生修学資金受給者（医学生・既卒者）貸付決定後の各種提出書類一覧

本表は、岐阜県医学生修学資金受給者（医学生・既卒者）が提出すべき書類を一覧でまとめたものです。
 毎年度4月に定期的な書類を提出する必要があるほか、氏名や住所変更等をした際にも届出書の提出が必要となります。
 なお、以下の事由以外に書類の提出が必要になる可能性がありますので、不明な場合は県担当者まで連絡してください。

【共通】毎年度4月に提出が必要な書類

※既卒者が提出する業務等状況報告書は、返還免除条件にかかる業務従事状況を確認するための重要な書類です。変更がなくても必ず提出してください。

提出が必要な事由	提出書類	添付書類	提出時期
【医学生※継続申請時】 修学資金の貸付を申請するとき	修学資金貸付申請書【規則第1号様式】	・大学の在学証明書 ・大学の成績証明書	毎年度4月中旬頃まで ※正確な時期を確認すること
【既卒者】 初期臨床研修及び業務従事期間中の状況報告をするとき	業務等状況報告書【規則第7号様式】	所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写し	毎年度4月末日まで

【共通】よく使う書類

提出が必要な事由	提出書類	添付書類	提出時期
氏名を変更したとき	届出書【規則第6号様式】	戸籍謄本、住民票または運転免許証の写し等	事由発生後速やかに
住所を変更したとき	届出書【規則第6号様式】	住民票（住民票を変更していない場合は住居の賃借契約書または公共料金の領収書の写し等）	事由発生後速やかに
保証人の氏名や住所に変更があったとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
保証人が死亡・破産手続き開始の決定を受けた・適当でなくなったとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
連絡先（電話番号、メールアドレス）が変更になったとき	※様式等はないが、必ず県担当者まで連絡すること	-	事由発生後速やかに
修学資金の返還免除を受けるとき	修学資金返還免除申請書【規則第10号様式】	業務従事証明書【要綱第5号様式】	業務従事期間最終年の年度末

【医学生向け】

提出が必要な事由	提出書類	添付書類	提出時期
修学資金貸付決定通知書を受け取ったとき	・誓約書【規則第4号様式】 ・地域医療コースに係る誓約書【規則第4号様式の2】 （*）*地域医療コース入学者のみ	・口座振替申出書【要綱第3号様式】 ・同意書【要綱第4号様式】	事由発生後20日以内
修学資金の貸付を受けたとき（年4回）	修学資金借用証書【規則第5号様式】	-	事由発生後速やかに
退学しようとするとき	届出書【規則第6号様式】	その事実を証する書面	事由発生後速やかに
休学・退学の処分を受けた・復学したとき	届出書【規則第6号様式】	その事実を証する書面	事由発生後速やかに

【既卒者向け】

※提出時期等は個人により異なる場合があります。

届出等が必要な事由	提出書類	添付書類	提出時期
★卒業1年目（臨床研修1年目） 大学を卒業したとき	届出書【規則第6号様式】	大学の卒業証明書	事由発生後速やかに
★卒業1年目（臨床研修1年目） 医師免許を取得したとき	届出書【規則第6号様式】	医師免許証の写し	事由発生後速やかに
★卒業1年目（臨床研修1年目） 初期臨床研修を開始したとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
★卒業3年目（業務従事期間1年目） 初期臨床研修を修了したとき	届出書【規則第6号様式】	臨床研修修了登録証	事由発生後速やかに
★卒業3年目（業務従事期間1年目） 初期臨床研修修了後、業務を開始したとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
初期臨床研修を休止したとき	届出書【規則第6号様式】	所属医療機関が発行する育児休業、病気休業等を証明する書面の写し	事由発生後速やかに
初期臨床研修を再開したとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
初期臨床研修修了後、業務を休止したとき	届出書【規則第6号様式】	・所属医療機関が発行する育児休業、病気休業等を証明する書面の写し ・診断書（*）*疾病による休止の方のみ	事由発生後速やかに
初期臨床研修修了後、業務を再開・終了したとき	届出書【規則第6号様式】	-	事由発生後速やかに
業務に従事する医療機関等を変更したとき	届出書【規則第6号様式】	・所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写し ・業務従事証明書【要綱第5号様式】	事由発生後速やかに
大学院（医学を履修する過程）に入学・修了したとき	届出書【規則第6号様式】	その事実を証する書面	事由発生後速やかに
県外の医療機関等で勤務をしようとするとき	県外勤務承認申請書【規則第9号様式】	・医師勤務予定書【要綱第4号様式】 ・承諾書【要綱第6号様式】（*） *平成24年度（2012年度）以前に新規に貸付けを受けた方のみ	原則1か月前まで ※あらかじめ知事の承認を得る必要があります

《県担当連絡先》

岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係
 〒500-8570 岐阜県岐阜市数田南2-1-1
 TEL 058-272-8254
 FAX 058-278-2871
 E-mail c11230@pref.gifu.lg.jp